

免許状更新講習を受講し、更新講習履修証明書が大学から届いた方や、免除・延期申請をしようとする方の、大阪府教委への申請手続きについて

旧免許状所持者の方で、修了確認期限の2年2か月前から2か月前の2年間にあたっている方は、現在、更新講習受講期間・申請期間にあたっています。

すでに更新講習開設大学等で30時間以上の講習を受講し、所定の時間数の「講習履修証明書」がお手元に届いた方は、必ず大阪府教育委員会に「更新講習修了確認申請」を行ってください。


申請書の様式・申請方法・申請に必要な書類は大阪府ホームページに掲載しています。

更新制の手続きのページへ簡単に入る方法

- 1) ホームページ検索サイトから、「大阪府 教員免許」と入力。検索ボタンをクリック。
(大阪府と教員免許の間は1文字開けるのがコツ。)

大阪府 教員免許 検索 ←CLICK!

- 2) 検索結果が出てきたら、「大阪府／教員免許状」のリンクをクリック。

大阪府／教員免許状 

www.pref.osaka.lg.jp/kyoshokuink/menkyo/ - キヤッシュ
【窓口受付】月曜日から金曜日 午前9時30分から正午、午後1時から4時まで(単位修得相談は5時まで)(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)は受付していません。)【郵送料】(○)印の手続 450円 (△)印の手続 82円...

大阪府ピピっとネット > 教員免許状関係手続
www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid...sin... - キヤッシュ
教員免許状に関する手続のご案内です。詳細は下記「申請案内のリンク」の項を参照してください。(1)教員免許状授与証明書の発行。(2)教員免許状の書換・再交付。(3)教員免許状の授与。(4)教員免許状取得のための単位修得相談。(5)幼稚園教諭免許状...

- 3) 大阪府ホームページの「教員免許状」のページが開きます。

「B 教員免許更新制」の見出しの下に、それぞれ手続きの案内ページへスキップできるリンクがあります。

A 教員免許状関係手続

1. 教員免許状の授与申請 (○)
2. 教員免許状の書換 (○)
3. 教員免許状の再交付 (○)
4. 教員免許状の書換・再交付 (○)
5. 教員免許状授与証明書の発行 (■)
6. 教員免許状の授与証明書(都道府県別お問い合わせ先)
7. 教員免許状授与申請のための単位修得相談
8. 幼稚園教諭免許状取得の特例制度 (○)

B 教員免許更新制

1. 教員免許更新制
2. 【更新】免許状更新講習の修了・届期による更新講習修了確認の申請手続 (○)
3. 【期限後更新】修了確認期限経過後の更新講習修了確認の申請手続 (○)
4. 【延期】休職・休業や新たな免許状の取得等による修了確認期限延期の申請手続 (○)
5. 【免除】教員を指導する立場にある者等による免許状更新講習免除の申請手続 (○)
6. (お知らせ)学業教諭免許状をお持ちの方の教員免許更新制に関する手続きについて
7. 更新講習受講対象者証明書の交付(大阪府内公立学校の教員勤務経験者・講師希望者登録者)
8. 教員免許更新制の手続きに関するお問合せ集(Q&A)

「B 教員免許更新制」 

- ① 更新講習の受講を終えて、履修証明書が届き、更新講習修了確認申請ができる状態の方
→ B-2 「**【更新】免許状更新講習の修了・履修による更新講習修了確認の申請手続**」のリンクをクリック。
- ② 免除対象職にあたるなどにより、更新講習免除の申請ができる方
→ B-5 「**【免除】教員を指導する立場にある者等による免許状更新講習免除の申請手続**」のリンクをクリック。
- ③ 修了確認期限の延期申請をしようとする方
→ B-4 「**【延期】休職・休業や新たな免許状の取得等による修了確認期限延期の申請手続**」のリンクをクリック。

「教員免許状」のページへ入るためのリンク

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoshokuink/menkyo/index.html>

【 注 意 】

◆ 免除申請・延期申請は、更新制の申請期間にあたっている人でないとできません。

○例1（免除）

平成30年度に指導職（校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭）である方であっても、修了確認期限が平成33（令和3）年3月31日の方（過去に更新や免除の手続きを行った方）は、申請期間が平成31年2月1日から平成33（令和3）年1月31日であるため、申請期間にあたる平成31年2月1日以降に指導職にあることによって免除申請ができます。（申請期間に入る前に指導職にあっていた場合免除申請できません。）

○例2（延期）

平成21年3月31日以前にすでに授与された教員免許状を所持していて、新たに別の教員免許状の授与を受けた方（※）は、授与を受けただけでは延期申請ができず、申請期間にあたっていることが必要です。

（例えば、修了確認期限が平成33（令和3）年3月31日の方（過去に更新や免除の手続きを行った方）は、申請期間が平成31年2月1日から平成33（令和3）年1月31日であるため、平成30年3月31日に新たな教員免許状を授与されていても、申請期間に入らなければ延期申請できません。）

（なお、延期申請は申請時点で教諭・講師など現職教員である方のみできます。）

（※）修了確認期限からさかのぼって10年以内に、新たに教員免許状の授与を受けた方の例

例A：小学校二種免許状を有する旧免許状所持者で、小学校一種免許状の授与を受けた方

同じように、一種免許状を有する旧免許状所持者で、専修免許状の授与を受けた方

例B：旧免許状所持者で、特別支援学校教諭二種免許状の授与を受けた方

（領域追加は法律上、授与にあたらなため、延期申請の事由にはならないので注意！）

例C：高等学校教諭免許状を有する旧免許状所持者で、中学校教諭免許状の授与を受けた方

中学校・高等学校教諭のある教科の免許状を有する旧免許状所持者で、同校種他教科の免許状の授与を受けた方